

## 第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年11月25日 午前10時00分 招集
2. 令和4年12月9日 午前10時00分 開議
3. 令和4年12月9日 午前10時43分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	総務課長	和田直也
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	企画財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	防災情報課長	市原修二
ほけん課長	小山隆幸	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	税務課長	上村美博
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則
市民課長	森永智保	健康増進課長	山中昭人
まちづくり課長	石松昭信	上下水道課長	竹原昭典

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹      議会事務局長 市 原 多喜男  
書 記 山 本 悠 未

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第62号 定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について
- ② 議案第63号 阿蘇市行政区設置条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ④ 議案第65号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ⑤ 議案第66号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について
- ⑥ 議案第72号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について
- ⑦ 請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

### 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第66号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について
- ② 議案第67号 令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ③ 議案第68号 令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ④ 議案第69号 令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- ⑤ 議案第71号 令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第3号）について

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第66号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について
- ② 議案第70号 令和4年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について
- ③ 議案第78号 工事請負契約の変更について

午前10時00分 開議

## 1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

日程に入ります前に、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。  
市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

議会の開会前に御報告を申し上げます。

平成 19 年度から整備を進めてきた阿蘇中部地区広域農道、通称 8 メートル道路であります。赤水地区の最終区間、延長 809 メートルが完成をしました。全線を開通し、今月の 23 日金曜日、午後 8 時 30 分に通行ができることになりました。15 年という長きにわたり御不便をおかけしましたが、今後も引き続き快適な道路環境の確保に努めてまいります。

これまで議会でも度々取り上げられました黒川地区の指定避難所である阿蘇小学校体育館は、御承知のとおり、建物の安全性の問題から本年 7 月 27 日以降利用ができなくなっており、地域の皆様には大変御心配をおかけしています。この対応として旧阿蘇中央病院南側の阿蘇郡市医師会が所有する会館が利用できないか、同会と協議を進め、今月 6 日、利用に関する協定を締結、災害の発生またはおそれがある場合には避難所として利用できることとなりました。体育館ほどの収容人数はありませんが、地区区長会と連携、協力し合いながら地域公民館の活用と併せて避難誘導等、早め早めの対応に努めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

改めまして、おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、会期日程等につきましては、議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を午前 9 時 30 分から開催し、一般質問、追加議案などの取扱いについて審議を行いましたので、その結果を報告します。

今期、一般質問の通告者は 9 名であります。したがって、一般質問を 12 月 12 日月曜日と 13 日火曜日の 2 日間とし、1 日目の 12 日は 5 名まで、2 日目の 13 日は 4 名で行うことを決定いたしました。

次に、追加議案についてです。先日の全員協議会において全議員から了承を得た「阿蘇市議会委員会条例の一部改正について」を本日上程いたしました。取扱いについては、委員会付託を省略し、一般質問の終了日、13 日火曜日の日程に追加、提案理由の説明、質疑、討論、採決まで行うことで決定いたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおり

りであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

## 日程第1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第62号 定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について
- ② 議案第63号 阿蘇市行政区設置条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ④ 議案第65号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ⑤ 議案第66号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について
- ⑥ 議案第72号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- ⑦ 請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

○議長（湯浅正司君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

審議の方法は、委員長報告、質疑、討論、採決の順に行いますが、議案第66号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について」は、経済建設常任委員長報告の質疑終了後に討論、採決を行いますので、お間違いのないようお願いいたします。

それでは、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第62号「定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係」他6件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。ただ今から総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和4年第4回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案6件、請願1件であります。11月29日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第62号「定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

委員より、「管理監督職勤務上限年齢制の導入で、能力を発揮できる管理監督職から降任することにもったいなさを感じる。条例などで柔軟な対応はできないのか。」との質疑があり、総務課長から、「条例に管理監督職を非管理監督の職に降任させると定めてはおりますが、その能力が発揮できるような配置等の検討も必要であると考えています。」との答弁が

ありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 63 号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」であります。

委員より、「本会議の中でも意見があったが、地域の実情などを考えると行政主導による行政区の統合も必要であると思われるが。」との質疑があり、総務課長から、「各行政区の状況もそれぞれであります。今回の統合を良き事例として、区長会総会や役員会において報告、必要に応じた慎重な話し合いも進めたいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 64 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第 65 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」であります。

まず、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「福祉バスのお買い物便については、行き先を大型店舗だけでなく、地域の活性化のためにも、地元商店街への運行も検討できないか。」などの意見がありました。

次に、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

内牧支所長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「企画財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の阿蘇市への交付額と執行状況は。」との質疑があり、企画財政課長から、「市への臨時交付金の交付限度額として約 5 億円が示されておりますが、予算未計上額が約 3,000 万円あります。」との答弁がありました。

別の委員より、「病院事業会計繰出金の 1 億 3,000 万円の減額理由は。」との質疑があり、課長から、「1 億円については、病院改修事業の計画見直しによる減額、残りの 3,000 万円は医療機器購入に係る過疎対策事業債を直接、病院事業会計で借り入れることによる減額となります。なお、起債借入れに係る交付税措置に変更はありません。」との答弁がありました。

次に、「防災情報課」の予算について審査を行いました。

委員より、「消防車両格納庫改修に対し支払われる消防施設整備事業補助金制度の詳細を。」との質疑があり、防災情報課長から、「格納庫補修については、補助率 10 分の 10 以内、上限額を 250 万円として区に補助金を助成するものです。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

総務課長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

委員より、「投票所となる阿蘇小学校体育館は使用できない状態にあるが、どのような対応となるのか。」との質疑があり、選挙管理委員会事務局長である総務部長から、「県議会議員選挙につきましても、阿蘇土地改良区を投票所として借用するようにしています。駐車場不足が心配されることから、事務従事者等については消防本部に駐車するなど、投票に来られた方の御迷惑とならないよう対応を行います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 72 号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、請願第 1 号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」の審査を行いました。

紹介議員より、「たばこは法律上認められている嗜好品であり、喫煙者はたばこ税を通して国や地方自治体へ財政面で大きな貢献をしている。阿蘇市においては、年間約 2 億円のたばこ税収入があり、それが市民の生活に大きく役立っている。また、総務省は、『分煙施設等の一層の整備促進を図るために積極的にたばこ税の活用を検討してください。』とも言われており、きちんとした分煙環境の整備をお願いしたい。」との説明がありました。

総務課長から、「たばこそのものを否定するものではありませんが、市の施設内での健康被害への配慮、加えて、法の主旨である健康増進を考えますと、現時点ではこれまでどおり、市の施設内での全面禁煙を継続すべきであると考えています。」との意見があり、委員から、「健康被害と言うが、それは医学的に証明されているのか。現在、多くの公共施設内に喫煙所が設けてある。それなりの対応をすれば第三者への健康被害は出ないと思う。また、喫煙所が整備されることでポイ捨ての防止にもつながる。その見解を変えられて分煙環境整備を検討されることを望む。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、請願第 1 号は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

大変失礼しました。体を弱くしました。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」を除

き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」を除き、採決いたします。

まず、議案第 62 号「定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は、委員長の報告の

とおり可決されました。

次に、請願第1号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり採択すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択すべきものと決定いたしました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第66号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について
- ② 議案第67号 令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ③ 議案第68号 令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ④ 議案第69号 令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- ⑤ 議案第71号 令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第66号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について」他4件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和4年第4回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案5件であります。11月30日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第66号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について」であります。

まず、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「旧宮地小学校の支障木伐採業務委託について、伐採箇所の説明を。」との質疑があり、学務係長から、「市道側のイチョウの木など一体的に伐採を行います。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「坂梨公民館外構工事の内容は。」との質疑があり、教育課長から、「駐車場内の整備として、植樹帯のブロック撤去、舗装、敷地境界のフェンス及び排水路の

新設、併せて国道 265 号から大型車も進入できるよう計画しています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「出産・子育て応援交付金について、交付対象を 240 件と見込んで予算計上されているが、阿蘇市の年間出生者数は。」との質疑があり、子育て支援係長から、「直近の 2 年では年間 130 名程度、平成 30 年前後では約 180 名で推移していました。」との答弁がありました。また、別の委員より「出生者数の状況からすれば、240 件の見込みは多いように感じるが。」との質疑があり、福祉課長から、「出生率の向上にもつながるようお願いも込め、過去 10 年間の最大値を基準に計上しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「繰越明許費に 9,700 万円が計上されている阿蘇保健福祉センター大規模改修事業（第 3 期）について、今後の工事のスケジュールは。」との質疑があり、課長から、「本件工事の入札が先日行われ、12 月 2 日を工事着工予定としておりますが、施設利用者の妨げとならないよう 4 ブロックに分けた工事を予定し、1 ブロックに 2 か月として 8 か月程度の工期を見込んでいます。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課」の予算について審査を行いました。

委員より、「医療・介護・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援金について、高騰した電気代をどのように確認するのか。」との質疑があり、健康増進課長から、「この支援金は、令和 3 年と令和 4 年の 4 月から 12 月までの電気代の差額 2 分の 1 を上限として補助するもので、申請の際に電気代の支払い内容が分かる領収書などを添付いただきます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 67 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 68 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 69 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 71 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」であります。

委員より、「予算全額を減額計上している管理棟増築工事について、改めて計画を見直す理由となった当初予算額を大幅に超える事業費とは、幾らか。」との質疑があり、事務局総務課経営企画係長から、「当初予算には2億7,000万円を計上していましたが、概算の見積額で約5億円となったため、計画を見直すことにしています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第66号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第66号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について」を除き、採決いたします。

まず、議案第67号「令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

### 3 経済建設常任委員長

① 議案第 66 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について

② 議案第 70 号 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

③ 議案第 78 号 工事請負契約の変更について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」他 2 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） お疲れさまです。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 4 年第 4 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 3 件であります。12 月 1 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「道路新設改良費のうち、地積測量図作成業務委託料が 100 万円の減額補正となった要因は。」との質疑があり、建設課長から、「入札残の 100 万円を減額し、工事請負費に組み替えて整備促進を図ります。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「住宅管理費に道尻団地配水管更新工事設計業務委託料が計上されている。河川を横断する配水管を支えるワイヤーが切れたことによる改修工事とのことだが、給水に支障はないのか。」との質疑があり、住環境課長から、「現在、給水に支障はありませんが、今後備えて早めに測量設計を行い、来年度早々に着工したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「地域振興対策費に計上されている多文化共生環境整備事業業務委託料について、外国人の方々に阿蘇の野焼きという伝統文化に触れていただき、地域住民との交流を深めるとのことであるが、これを実効性のある事業とするための取組は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、野焼きなどへ参加していただき、人と交流やつながり、助け合いを充実するための場を整備します。また、多様性のある社会を目指すため、関係機関と連携した協議会を組織し、外国人の受入れ環境整備を進めます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇神社周辺整備工事の内容と進捗状況は。」との質疑があり、課長から、「これまでに旧インフォメーションセンターの解体撤去、移転先となったセンターの屋根の塗装などを行っています。また、広場を兼ねた駐車場の整備が1月末には完成する予定です。さらに、門前町商店街から阿蘇神社にかけての街路灯14基も、3月までに改修する予定となっています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「畜産振興費に計上されている牛異常産予防接種補助金の事業内容とその効果は。」との質疑があり、農政課長から、「牛の異常産はアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症などにより発生します。この疾病を予防するワクチン接種を対象に、1頭あたり316円の支援を行うものです。これまでの接種により、異常産発生の予防効果が認められる状況となっています。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第70号「令和4年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

委員より、「電気料の値上がりに伴う補正が組まれているが、国から民間に対する助成など同様の支援はないのか。」との質疑があり、土木部長から、「各事業所等には臨時交付金等で支援がありますが、公営企業を対象としたものではありません。」との答弁がありました。また、別の委員より、「『原水及び浄水費』が1割、『配水及び給水費』が3割増額補正されているが、補正割合が異なる原因は。」との質疑があり、上下水道課長から、「それぞれの費目の対象施設が異なり、『配水及び給水費』の対象となる施設は数に対して規模が大きいことから、補正割合が高くなっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第78号「工事請負契約の変更について」であります。

委員より、「今回の変更契約に至るまでの資料が提示され、詳細にわたって検討したところ、物価高騰と噴火に伴う工事施設の被害によるものと判断でき、変更はやむを得ないと理解した。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」を除き、採決いたします。

議案第 70 号「令和 4 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号「工事請負契約の変更について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 66 号を除くすべての案件について採決が終わりました。

最後に、議案第 66 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第 66 号について採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。  
お疲れさまでした。

午前 10 時 43 分 散会